



平成19年7月30日

金融庁
総務企画局 企画課 信用制度参事官室 御中

在日米国商工会議所（ACCJ）
銀行・金融小委員会
東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MT森ビル10階

「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する
手続等を定める内閣府令(案)」等に対する意見

謹啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願いいたします

謹白

the american chamber of commerce in japan
masonic 39 mt bldg. 10f 2-4-5 azabudai, mintato-ku, tokyo 106-0041
在日米国商工会議所
〒106-0041東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
tel 03 3433 5381 fax 03 3433 8454 www.accj.or.jp

在日米国商工会議所（以下「ACCJ」）は、6月29日に公表された「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令(案)」等（以下「内閣府令等」）に対する意見書提出の機会を頂きましたことに感謝致します。

ACCJは、内閣府令等において、郵便貯金銀行が銀行法の下で免許を取得している他の金融機関と同様に扱われるべきであるとの認識が見られる点を歓迎いたします。さらに内閣府令等では、銀行が保険会社のATMを通じて貸付を行うことが認められました。これは消費者利便を拡大するものとして大いに評価できる点だと考えております。しかしながら、保険会社のATMとの相互利用に関して、今回の改正では登録貸金業者は含まれませんでした。そこで、ACCJは、貸金業者等、その他の金融業者についても保険ATMとの相互利用が認められるように、必要な措置を政府がとられることをお願い申し上げます。

以上